

## 【目次】

・「消費者契約法改正案  
閣議決定～に想う」

……1 ページ

・「保険金が使えらる」と  
言う住宅修理サービ  
スへの申入れ経過を  
紹介します

……2 ページ

・セミナー開催報告  
In 小樽市

……3 ページ

・セミナー・平成28年  
度通常総会のご案内  
・北海道消費生活審議  
会委員公募のお知らせ  
・編集後記

……4 ページ

寄付金合計額

ご協力ありがとう  
ございます

1,840,237

H27.4～H28.3

## 「消費者契約法改正案 閣議決定～に想う」

NPO法人消費者支援ネット北海道（ホクネット）  
理事・検討委員・北海学園法学部法学科准教授

内山 敏和

消費者契約法の改正案が閣議決定された。この改正案を見たとき、「365歩のマーチ」という歌をふと思い出した。消費者契約法の歩みはまさに日進月歩の感がある。それでも3歩進むと2歩下がり、全体としての前進は、遅々とした感がある。そういう印象である。

中間取りまとめではかなり広範に論点が取り上げられ、制定以来の積りに積もった課題を解決しようという専門調査会の真摯な意気込みが感じられ、まさに大きな前進を予感させた。これに対して、結局出来上がった法案における前進は、僅かである。具体的には、過量販売取引についての取消権が新設され、重要事項として、消費者の生命・身体・財産その他の重要な利益についての損害・危険を回避するために通常必要であると判断される事情を付け加えた。また、消費者契約が取り消された場合における消費者の返還義務の範囲を明らかにした。そして、不当条項の個別規定として新たに解除権放棄条項の無効が定められたに過ぎない。これらそれぞれは、消費者保護の関連から評価されるべき前進ではあるが、規定の外延がはっきりしており、最低限消費者保護が必要な事例について限定的に手当てしたに過ぎない。当初の期待からは、質量とにも後退したことは否めないだろう。

とはいえ、立法を推進しようとした関係者の熱意と努力は、大きな敬意が払われるにふさわしい。この作業は、将来再びの消費者契約法改正の際に大いに参照されるべき座標となったといえる。それに、ともかくも消費者契約法が前進したことも確かだ。

もちろん、内容の不十分さについては、結局産業界の圧力に抗しえなかったわけであるが、それでも、さらにこれらも我々是一日一歩、歩みを進める努力が必要である。まさに「幸せは歩いてこない」からである。適格消費者団体であるホクネットの活動も、そのような日々の努力の一翼を担っているといえる。



引き続き皆様方のご支援とご協力を乞う次第である。

# 「保険金が使える」という住宅修理サービスの申入れ経過を紹介します

## 【販売手口と経過】

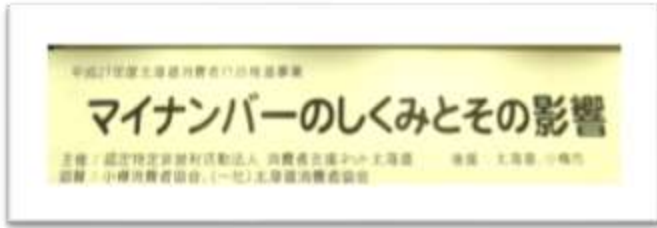
訪問販売等で火災保険から住宅修理ができると言いリフォーム契約を締結させ、請負契約を締結しなかった場合の高額な解約金を規定し、そのことでトラブルが起きています。しかも、解約時には保険金の金額等の30%ないし50%という高額な解約金を支払わなければならない条項を定め、事実上消費者からの解約を困難にしています。そのため、ホクネットは消費者契約法第9条第1号に反しない適正な内容にするよう申入れを行っています。株式会社北日本システムとは、平成25年に申入れを行い、平成28年の現在まで申入れ協議が続いています。その経過について報告します。

### 1. 株式会社北日本システムとの申入れ経過 (一部省略)

◎平成 25 年 9 月 6 日	申入書	①契約書面が特定商取引法に違反している。 ②調査依頼書の契約解除に伴う損害賠償額又は違約金の定めが消費者契約法に違反
10 月 1 日	回答書	①「火災保険適用修繕、補修工事についての調査依頼書」及び「クーリングオフに関するご説明」が送付されてきた。
11 月 28 日	再申入書	①特商法所定の記載事項の重要事項が抜けているため、法定書面ではないため、内容の改善を求める。
平成 26 年 5 月 7 日	回答書	①法人の申入趣旨を受け入れ訂正した「火災保険適用修繕・補修工事についての調査依頼書」等送付するので、点検してほしい。
7 月 14 日	第 4 回申入書	①調査依頼書の訂正を求める
7 月 15 日	回答書	①申し入れ内容は全て受け入れる ②別添書類を精査されたい
10 月 16 日	第 5 回申入書	①調査代金を有料としつつ工事を発注すれば無料として請負工事を発注させる縛りがある。 ②保険金の支払いがありながら工事を発注しないときは金額の 12.5%～50%の調査費用の支払い義務を規定していることは、実質的な違約金であって、平均的損害を超える。
11 月 14 日	回答書	①違約金ではないので、消費者契約法第 9 条 1 項、特商法第 10 条 1 項 3 号に該当しない。
12 月 22 日	第 6 回申入書	①以前、調査費用を 5 万円又は通常要する費用の額としていたので、これを超える金額は請負契約を締結しないことに対する損害賠償額の予定又は違約金と解される。
平成 27 年 2 月 14 日	回答書	① 違約金の指摘には当たらない。

\*紙面の関係上、一部しか掲載できませんでしたが、この事業者は平成 28 年 1 月 26 日付の回答書の中で①調査費用を無料とし、調査依頼書を改訂する、②火災保険金入金時に信頼関係を基礎に工事契約をするため、調査依頼時に工事の請負契約を取交さないという改善内容を示してきました。ホクネットは今後その実効性が担保されているかどうか、さらに協議を続ける予定です。(詳しくはホクネットHPをご覧ください)

# セミナー開催報告 ～in 小樽市



2月26日(金)「マイナンバーのしくみとその影響」と題し、札幌大学准教授上机美穂先生に講演いただきました。当協会では広報や申込受付などを担当しましたが、募集開始から市民の関心も高く、当



日は168名もの方に出席していただきました。

講演では、「マイナンバー制度」は既に運用が始まり、通知カードの受取拒否で不安は解消できないこと、また、個人情報流出についても、社会保障、税、災害対策の行政手続ではマイナンバーの提出が必要になったが、それぞれの担当者が全ての個人情報を見られるわけではなく、厳重な利用者制限が徹底されているとのことでした。しかし、規模に関わらず雇用先にマイナンバーを提出しなければならなかったり、行政と民間事業者間の情報共有が拡大すると知られたくない情報が想定外に知られる危険もあり、一人ひとりが利用目的や任意提出なのか強制なのかも確認することが大切であり、自分の情報を自分自身がしっかり管理しなければならないと結ばれました。

最後に行われた質疑応答では、金融機関から利用目的が明示されないままマイナンバーの提出を求められた事例の報告もあり、消費者団体として発展途上の制度を引き続き考えていく必要性を感じました。

(小樽消費者協会 理事 山口博美)



小樽経済センターの入り口に掲げられていた看板にホクネットスタッフ一同「わーっ！」と感動の声

## 参加者の感想とスタッフとして・・・

「マイナンバー制度については様々な情報が飛びかい本当に必要な情報に接する機会がなかなかありません。その中で的確にリスクや今後どうなっていくかを教えて頂けたのは有難かったです」「マイナンバーがどういうものか分からなかった。自分の情報を開く大切な鍵であることが分かった」

「話の内容は解りやすかったが不安になります」

「政治や経済まで話が進まない、本質にたどりつけないのではないかな？もう少し長く時間がほしいと思いました」

「政治的、政策的な質問は受けられないとのコメントは、大賛成！問題をすり替えて意見する方もいるので良かったと思います」

などの相反する感想が寄せられていて「マイナンバー制度」への不安は多様であり「マイナンバー制度」自体の知識を得る機会是一般市民には少ないと実感した。今回、気分が悪くなった方があり、救急車を要請する事態になったが、待っている間に回復されたので大事には至らなかった、今後はこういう事態も想定しておくべきだと考え、改めて高齢化社会が進んでると感じた。



## 北海道消費生活審議会委員公募のお知らせ

道では、北海道消費生活条例に基づき、道民の消費生活の安定向上を図るための重要事項について調査・審議していただくため、「北海道消費生活審議会」を設置しています。このたび、次のとおり北海道消費生活審議会委員を募集します。

### ◆応募資格

- (1) 北海道内に居住する満20歳以上の方（性別は問いません。）
  - (2) 消費生活に関する事柄について関心を持ち、審議会（札幌市内開催）に出席できる方
- ※ただし、次の方は応募できません。
- ・ 国又は地方公共団体の議員及び職員（元道職員も含む）の方
  - ・ 公募で選任された北海道消費生活審議会委員（過去の公募委員も含む）の方

### ◆応募方法

- ① 応募用紙
- ② 小論文「近年の消費者問題それに対する消費者行政の果たす役割について」をテーマに800字以内にまとめてください。

### ◆応募期間

平成28年3月28日から平成28年5月6日（5月6日消印有効）

\* 応募用紙及び原稿用紙は、道のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/shingikaikoubu.htm>



## 平成28年度通常総会&セミナーのご案内

セミナー「フランスの集団的被害回復訴訟の実例－日本での運用の参考のために－」

日時	平成28年6月18日（土）13:30～15:00 セミナー
場所	全労済北海道会館2階 会議室（札幌市白石区菊水3条4丁目1-3）
講師	町村 泰貴 氏

総会

日時	平成28年6月18日（土）15:15～16:30（予定）
----	------------------------------

今年度は役員改選の年です

議案書は5月17日までにお届け予定です。



### /// 編集後記 ///

せっかく芽を出した福寿草もピクリの雪模様で、すんなりと春にはならないのも、北海道らしいといえるのでしょうか…総会のご案内の時期になり、月日の経つのが年々速く感じる今日この頃です。「早い」か「速い」どちらが正しいのか迷うところですが…☆時刻が前である場合は「早い」☆時間が短い場合は「速い」という説を選択。年と共に速く感じるのはジャーネーの法則：人が感じる時間の長さは、自らの年齢に反比例するという説もあります。さて、皆様はいかがでしょう？小学校の6年間は永遠のように感じたのは私だけ？



内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道（愛称：ホクネット）

〒060-0004  
札幌市中央区北4条西12丁目  
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884  
FAX: 011-221-5887  
E-MAIL Info\_hokkaido@hocnet1222.jp  
URL <http://www.e-hocnet.info/>



\*次号のニューズレター発行は平成28年6月30日を予定しています。